一六五　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件　二六　三
一六六　先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件　二六　特16
一六七　円借款の供与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二六　一
一六八　円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件　二七　二
一六九　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　五
一七〇　日本モンゴル教育病院建設計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　六
一七一　リベリア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　六
一七二　シエラレオネ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　六
一七三　外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン　二九　122　一

○財務省

一六一―一六四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一三　106　二
一六五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一三　106　四
一六六―一六七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一三　106　四
一六八―一七五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一三　106　五
一七六―一七八　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一三　106　五
一七九―一八〇　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一三　106　一六
一八一　株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律附則第四条第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を定める件　二〇　111　二五
一八二　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二二　三
一八三　国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者を定める件の一部を改正する件　二二　三
一八四　大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件　二六　116　一
一八五　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの輸入数量を告示する件　二九　六
一八六　平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二九　六
一八七　平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二九　七
一八八　平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　二九　七
一八九　生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十七年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件　二九　七
一九〇　生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十七年度における発動基準数量を定める件　二九　七
一九一　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件　二九　七
一九二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　120　六〇

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

一　工場立地に関する準則の一部を改正する告示　二五　三

○財務省、農林水産省

一五　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二七　三
一六　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二七　三
一七　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二七　四

○財務省、経済産業省、農林水産省

五　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示　一四　107　三

○文部科学省

一〇四　技術士法第十一条第一項の規定に基づき指定試験機関を指定した件の一部を改正する件　七　二
一〇五　技術士法第四十条第一項の規定に基づき指定登録機関を指定した件の一部を改正する件　七　三
一〇六　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一五　108　三〇
一〇七　平成二十七年度学校図書館司書教諭講習実施要項　二一　113　一八